

## 加賀市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成25年3月27日

告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査を統一的、かつ、効率的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、法、関係法令及び関係通知のほか、この要綱により行う。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的又は形式的な指導監査に陥ることのないよう配慮し、単に問題点の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、法人の運営水準の向上のため、具体的助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象となる法人は、当該法人の定款に定める主たる事務所が本市内にあり、かつ、当該法人の活動区域が本市内に限られる法人とする。

(指導監査の種別)

第4条 指導監査の種別は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

- 2 一般指導監査は、法人の所在地において実施する監査（以下「実地監査」という。）とする。
- 3 一般指導監査は、法人の運営に特に大きな問題が認められない場合は、原則として2年に1回行うものとする。ただし、前回の一般指導監査の結果、特に良好に運営されていると認められる法人については、4年に1回とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、法人の運営に問題が発生した場合又は前回の実地監査の結果等でそのおそれが認められる場合は随時、実地監査を実施する。
- 5 特別指導監査は実地監査とし、法人の運営に重大な問題がある法人に対して、その改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

(関係行政機関との連携)

第5条 指導監査の実施に当たっては、関係行政機関と密接な連携を図るとともに、実施方法その他必要な事項について協議及び調整を行うものとする。

(指導監査の実施通知等)

第6条 一般指導監査の実施に当たっては、法人の代表者に対し、実施日その他必要な事項を当該一般指導監査の実施日の概ね4週間前までに通知するとともに、当該一般指導監査の資料をその実施日の2週間前までに提出させるものとする。

2 特別指導監査の実施に当たっては、その都度通知方法等を定めるものとする。

(指導監査の実施方法)

第7条 指導監査は、法人の運営について、関係書類に基づき関係者から説明を聴取するほか、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿書類を実地に調査する。

(指導監査の留意点)

第8条 指導監査は、公正かつ指導援助的な態度で実施し、関係者の理解及び協力が得られるよう配慮するものとする。

2 指導監査の過程においては、相互信頼を旨として十分な意見交換を行い、指導監査が適正かつ円滑に実施されるよう留意するものとする。

(講評)

第9条 指導監査の講評は、指導監査の終了後、法人の関係当事者に対し口頭により行うものとする。

(指導監査結果の通知)

第10条 指導監査の結果は、法人の代表者に対し文書により通知するものとする。

(指導監査後の措置)

第11条 指導監査の結果により、改善を指示した事項については、法人による自主的な改善を指示した場合を除き、文書により改善結果報告書の提出を求めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。